

主要地方道黒磯棚倉線昭明橋



ochamarukun
おおたわらどほく ver.

2024

大田原土木事務所ガイド

Otawara Civil Engineering Office Guide



乙女の滝



沼ヶ原湿原

管内の位置図

大田原土木事務所管内の市町	
大田原市	面積354.36km ²
那須塩原市	面積592.74km ²
那須町	面積372.34km ²

人口 70,125人
人口113,905人
人口 23,069人

人口:令和6年3月1日現在
面積:令和6年1月1日現在



大田原土木事務所案内図



管内の概要

大田原土木事務所の管内は、栃木県の北東部に位置し、大田原市、那須塩原市、那須町の2市1町からなっています。総面積は、約1,319km²で県土の約21%、人口は約21万人で県全体の約11%を占めています。

地形的には、北に那須連山、東は八溝山地、西は高原山、南は喜連川丘陵と四方を山地に囲まれ、中央部は那須連山に源を発する那珂川と白倉山に源を発する篠川に囲まれた広大な那須扇状地帯です。

また、日光国立公園や八溝県立自然公園等に代表される自然環境と、明治の元勲たちによる開拓農場や那須疎水による開拓の歴史及び文化等が調和した地域でもあります。

施設管理の状況として、道路は、国県道合わせて53路線、延長約648kmとなり県が管理する国県道全体の約18%を占めています。河川は、那珂川水系が73河川で延長約592km、久慈川水系が2河川で延長約10km、河川延長については県全体の約24%を占めています。

そのほか、砂防指定地が223箇所で面積約1,354ha、急傾斜地崩壊危険区域指定地が34箇所で面積約30ha、地すべり防止区域指定地が2箇所で面積が約16haあります。

県政の基本指針

- ・「とちぎ未来創造プラン 2021-2025」
- ・「とちぎ創生15(いちご)戦略(第2期)」
- ・「とちぎの未来を築く「県土づくりプラン2021」」



管内のデータ及び栃木県に占める割合

区分	栃木県(A)	事務所管内(B)	B/A	調査年月日
面積	6,408km ²	1,319km ²	20.6%	R6.1.1
人口	1,889,574人	207,189人	11.0%	R6.3.1
市町村数	25市町	3市町	12.0%	//
県管理国道	路線数	12路線	3路線	R5.4.1
	延長	696,901m	110,926m	//
	舗装率	99.6%	100%	//
	改良率	98.8%	99.2%	//
県道 (公社管理除く)	路線数	294路線	50路線	//
	延長	2,887,052m	537,201m	//
	舗装率	96.6%	89.8%	//
	改良率	88.4%	86.1%	//
県管理国道及び県道延長合計	3,583,953m	648,127m	18.1%	//
県管理国道及び県道橋梁数	2,810橋	377橋	13.4%	//
県管理	一級河川数	292河川	75河川	R6.4.1
	一級河川延長	2,474.30km	602.08km	//
砂防指定地	箇所数	1,597箇所	223箇所(123箇所)	R6.3.31
	面積	7,239.09ha	1,354.04ha	//
県営住宅数	7,148戸	450戸	6.3%	R6.4.1
都市計画区域	413,344ha	79,075ha	19.1%	//
市街化区域	30,165ha	—	—	//
用途地域	38,874ha	4,170ha	10.7%	//

大田原土木事務所の執行方針



1 事業執行に関する基本方針

「とちぎ未来創造プラン」及び「県土づくりプラン 2021」の4年目となる令和 6(2024)年度は、建設業の時間外労働の上限規制の適用や物価高騰等の急激な社会経済情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、ICT技術を活用してプランに掲げた各施策をより積極的に推進し、インフラの整備、維持、管理を通じて、管内の地域発展に努めます。

① 道路事業

●成長を支える広域道路ネットワークの充実・強化

- ・国道400号 西赤田(那須塩原市)
- ・国道400号 新富町(大田原市)
- ・3・4・1号中田原美原線 城山(大田原市)
- ・国道461号 黒羽BP(大田原市)

●誰もが安全で安心して利用できる道づくり

- ・西那須野薄葉線 太夫塚(那須塩原市)
- ・大子那須線 富岡(那須町)

●快適で円滑な移動を支える道づくり

- ・大田原氏家線 親園佐久山BP(大田原市)
- ・西那須野那須線 西辻沢(那須塩原市)
- ・豊原高久線 高久駅前(那須町)
- ・3・3・3号野崎乙線橋通り野崎(大田原市、那須塩原市)
- ・大子黒羽線 須賀川鹿島(大田原市)
- ・黒磯棚倉線 梓(那須町)

●未来を見据えた持続可能な道路維持管理

- ・スマートフォンを活用した維持管理体制のDX化
- ・橋梁の長寿命化対策(全市町)

② 河川・砂防事業

●調節池、河積断面確保、堤防強化緊急プロジェクトや防災・減災対策の推進

- ・鹿島川 中央(大田原市)
- ・熊川 島方(那須塩原市)
- ・蛇尾川 笹沼(那須塩原市)
- ・堆積土砂除去 余笹川 外(那須町外)
- ・砂防堰堤の修繕(那須町、那須塩原市、大田原市)

●人的被害軽減のためのソフト対策

- ・浸水定区域図の追加 苦戸川 外(大田原市、那須塩原市、那須町)
- ・土砂災害警戒危険区域の住民への周知(全市町)

③ 魅力的で活力あふれる地域づくり

●那須高原地域の渋滞対策の推進

- ・那須高原線 広谷地(那須町)

- ・那須西郷線 池田(那須町)

●魅力ある水辺環境を創出する多自然川づくりの推進

- ・鹿島川 中央(大田原市)

2 執務に関する基本方針

① 挑戦

社会情勢の潮流を先読みし、積極的に新たな取組みや施策に挑戦します。

② 連携・協働

管内市町や関係機関等との連携により、挑戦を成果に結びつけます。

③ 県民目線

様々な課題や県民ニーズに対し、スピード感をもって取り組みます。

④ 職員育成

職員の挑戦する気持ちを伸ばすことにより、「チーム大田原」としての組織力を高めます。

⑤ 健康管理

一人ひとりが健康でのびのびと能力を発揮できるよう、活力のある職場を創出します。

3 働き方改革の推進に関する基本方針

事業の執行、関係機関との関わり方、職員の育成、ライフワークバランスについて、テレワークやDXなどの活用により、さらなる事務事業の効率化を図ることで、働き方改革を一層推進します。



大田原土木事務所の組織図

■ 職員数 75人

(事務職員25人、技術職員44人、現業職員6人)

■ その他職員 15人

(派遣職員2人、用地事務支援員3人、道路河川監視員7人、事務補助員3人)



(職員)
・土木工事の入札契約
・庶務、建設業の許可……………7名

・土木事業の計画調整
・工事業務委託の監督……………6名

・公共用地の取得、補償、登記
(大田原市、那須町)……………8名

・公共用地の取得、補償、登記
(那須塩原市)……………5名

・道路、河川、砂防施設の整備
(大田原市、那須町)……………9名

・道路、河川、砂防施設の整備
(那須塩原市)……………7名

・道路、河川、砂防施設の維持管理
(大田原市、那須町)……………14名

・道路、河川、砂防施設の維持管理
(那須塩原市)……………6名

・各種法律に基づく許可
・道路、河川の管理……………5名

・建築関係法令に基づく事務……………4名

道路・河川の維持管理

1 道路

道路を常に安全で快適な状態に保つために、次のような業務を実施しています。

- 道路のパトロール
- 損傷した路面や側溝の補修
- 路面清掃 ●法面点検
- 橋梁、トンネル等の点検及び補修工事
- 道路照明灯や案内標識の設置
- 除草、街路樹の剪定
- 道路の除雪



2 河川

河川を常に安全で潤いのある状態に保つために、次のような業務を実施しています。

- 河川のパトロール
- 損傷した河川堤防の補修
- 河川清掃
- 河川構造物(護岸、根固工、床固め等)点検及び補修工事
- 油流入等による異常水質対応
- 雑草の刈り払い



許認可事務

1 道路法

①道路占用許可

道路を使用(占用)する場合には、許可が必要となります。

②道路工事施行承認

道路の法面埋立て、歩道切り下げ等による車両乗入口の設置、取付け道の設置等、県が管理する道路と関係する工事を行う場合には、承認が必要となります。

2 河川法

河川区域内において土地を使用(占用)したり制限行為(工作物の設置、盛土、切土等)を行う場合や、河川保全区域内において制限行為を行う場合には、許可が必要となります。

3 砂防法など

次の区域内で制限行為(盛土、切土等)を行う場合には、各法律に基づく許可が必要となります。

①砂防指定地(砂防法)

②急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)

③地すべり防止区域(地すべり等防止法)

4 土砂災害防止法

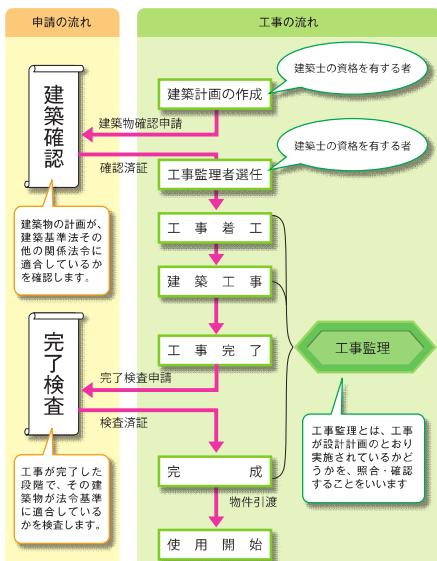
土砂災害特別警戒区域内で特定の開発行為を行う場合には、許可が必要となります。

建築関係事務(矢板市、さくら市、塩谷町、那須町)

※那須塩原市内は那須塩原市、大田原市内は大田原市が所管

●建築確認申請

建物を建てるときには、建築基準法により建築確認申請が必要となります。



●建設リサイクル法

対象建設工事を行う場合には、工事に着手する日の7日前までに届出をすることが必要です。また、特定建設資材を現場で分別することが義務付けられています。

特定建設工事の種類	規模の基準	届出先
建築物の解体	80m ²	建築指導担当
建築物の新築・増設	500m ²	
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	1億円以上	
建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)	500万円以上	

*公共工事については県知事宛「通知書」の提出が必要となります。
(提出先:所轄土木事務所企画課窓口)

●特殊建築物等の定期報告制度

特殊建築物等の所有者(所有者と管理者が異なる場合は管理者)は、定期に一級建築士又は二級建築士若しくは資格者証の交付を受けた調査員(検査員)によりその建築物等を調査(検査)し、その結果について報告が必要です。

●長期優良住宅

長期優良住宅の認定は、土木事務所の窓口に直接申請してください。

●栃木県景観条例

■大規模行為届出

次のような行為を行う場合には、栃木県景観条例に基づく届出が必要です。

- ・一定基準を超える高さや建築面積の建築物
- ・一定基準を超える高さや建築面積の工作物
- ・一定基準を超える面積の開発行為

※塩谷町のみ

(矢板市、さくら市、那須町は各市町の定めた景観条例が適用になります。)

●建築台帳等記載事項証明書

確認済証または検査済証を紛失し、各種手続に添付書類として必要な場合に、土木事務所保存の台帳に記載されている事項の証明書を発行しています。(例:不動産売買のため、建物表示登記のため、金融機関提出書類等)

※発行には手数料が必要となります。



栃木県 大田原土木事務所

Tel 324-8765 Tochigi Prefecture Otaura City 2-chome 2828番地
Phone 0287-23-6611 (Representative) FAX 0287-23-5946/8490
E-mail: otawara-dj@pref.tochigi.lg.jp
HP Address: http://www.pref.tochigi.lg.jp/h57/



令和6年度の主要事業

大田原土木事務所管内図

